

指名競争入札参加資格審査申請(定期・追加受付)に係る質問・回答

京丹波町

番号	区分	細 別	質 問	回 答	備 考
1	共通	電子申請について	電子申請で受付を行うとのことですが、従来通りの郵送での申請は可能でしょうか。	基本的には電子申請で受付を行います。電子申請が困難であれば郵送での提出を受け付けます。	電子申請受付システムについてはネット環境とメールアドレスがあれば利用可能ですので積極的な利用をお願いします。
2	共通	ユーザー登録について	業者IDには何を入力すれば良いでしょうか。	業者IDについては、申請者様で任意で設定いただいております。文字数等の入力規制はございませんのでご自由に設定ください。	本システム利用の際に必要となりますので、利用者さまで保管をお願いします。
3	共通	ログインについて	初期パスワードを変更後、忘れてしまいましたが、再設定は可能ですか。	申請区分(工事・測量・物品)と受付番号がわかっている場合は再設定は可能です。	受付番号もお忘れの際は新規で登録いただくか財政課までお問い合わせください。
4	共通	申請期間について	今年度の申請は12日までとなっていますが一部の書類が間に合いそうにありません。そのような状態でも申請は可能でしょうか。	現段階で揃っている書類を添付して申請をお願いします。	申請書提出後、書類が整いましたら財政課まで連絡をお願いします。
5	共通	押印について	押印が必要な書類を教えてください。	役員等調書及び照会承諾書(全業者)、年間委任状(営業所等に委任する場合のみ)、同意書(町内に事業所がある場合のみ)の3種類となります。	年間委任状については、本社の押印と営業所等の受任者の押印が必要となります。
6	共通	押印について	提出書類への押印について、法人の場合は、どのようにすればよろしいか。	①から③の優先順位により、押印してください。 ①社名が入っている代表者印(丸印) ②社名が入っていない代表者印(丸印)と社印(角印) ③社名が入っていない代表者印(丸印)と印鑑証明書	①がない場合は②、②もない場合は③としてください。
7	共通	押印について	提出書類への押印について、個人の場合は、どのようにすればよろしいか。	個人の場合は、代表者の実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。	
8	共通	委任状	年間委任状に記入する委任期間は、いつからいつまでとすればよろしいか。	今回の申請においては、委任期間には、「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」と記入してください。	
9	共通	府税の納税証明書	府外業者(法人)ですが、納税証明書は、どのようにすればよろしいか。	府税の納税義務のない方については、府税の納税証明書の提出は、必要ありません。	京丹波町税、京都府税に関しては、納税義務のない方については、提出の必要はありません。
10	共通	消費税及び地方消費税の納税証明書	消費税及び地方消費税の納税証明書については、どの様式を提出すればよろしいか。	消費税及び地方消費税の納税証明書については、次の3種類がありますが、できるだけ、法人の方は③を、個人事業主の方は②を、免税事業者は①を提出してください。 ①その3(未納の税額がないことの証明) ②その3の2(申告所得税と消費税及び地方消費税) ③その3の3(法人税と消費税及び地方消費税) また、免税事業者の方は、上記①を提出してください。	
11	共通	提出方法	測量と物品といったように、複数の申請をする場合、別々に申請する必要がありますか。	登録種目毎に申請が必要です。	ID及びパスワードについては、申請区分(工事・測量・物品)ごとに設定する必要はありませんので同一のもので構いません。
12	共通	業者番号	個別情報の業者番号には何を入力すれば良いでしょうか。	申請区分により入力いただく番号が異なります。 工事:建設業許可番号(8桁)の頭に0を追加した9桁 測量:京丹波町電子入札利用者は000から始まる9桁、利用していない方は受付番号(8桁)の頭に8を追加した9桁 物品:受付番号(8桁)の頭に8を追加した9桁	
13	共通	書類の郵送について	申請データや添付ファイルの郵送は必要でしょうか。	電子申請により提出いただく場合は、添付資料を提出いただく必要はありません。	
14	工事	基本情報	以前は、総職員数については経審に対応する総職員数を記載することになっていましたが、経審の改正により、今は総職員数の記載がなくなりましたが、何を記載すればよろしいか。	資格審査基準日(令和7年12月1日)現在の総職員数を記載してください。	

番号	区分	細 別	質 問	回 答	備 考
15	工事	建設業許可証明書	許可証明書は、経審を受けている業種だけでよろしいか。 希望しない業種については、証明をとらなくてもよろしいか。	許可を受けているもの全てを提出していただくよう、お願いしております。 希望しない業種については、証明がなくても問題はありませんが、希望の有無についての判断は、申請者が行ってください。	希望する業種には、建設業許可のほか、有効経審と完工高が必要となります。
16	工事	建設業許可証明書	建設業許可の更新申請中により、証明書が得られない場合は、許可申請書及びその別表の写しを提出することとなっていますが、この「別表」とはどのようなものですか。	「別表」とは、建設業法施行規則第2条第1号の規定にある「別記様式第1号」の「建設業許可申請書 別表」のことです。 許可が京都府知事の場合は、「別紙一、別紙二(1)、別紙二(2)、別紙三」の4種類に分かれています。	許可証明書については、資格審査基準日である令和7年12月1日現在において、有効期間が切れていないものを有効とし、発行後3ヶ月以内のものであっても、資格審査基準日現在で有効期間が切れているものは無効とします。
17	工事	建設業許可証明書	所属の地方整備局から許可証明書の発行は行わないと通知がありました。この場合どの書類を提出すればよろしいですか。	許可通知書等の許可の有効期間及び許可を受けている工種が確認できる書類の提出をお願いします。	建設業許可通知書等の書類を添付してください。
18	工事	営業所一覧表	自社様式でもよろしいか。	記入項目が満足されていれば、自社様式でも結構です。	
19	測量	技術者経歴書	国土交通省の様式で提出したいのですが、年齢の記載がないので、駄目でしょうか。	年齢がわかるように、手書き等で追記していただければ結構です。 なお、年齢は、資格審査基準日である令和7年12月1日現在の満年齢としてください。	左記、年齢の記載は、委任先営業所等配属技術者、または主要な技術者のみで構いません。
20	測量	業者カード	技術士(総合)と技術士の両方の資格を有する者を重複登録することは可能ですか。また、技術士とRCCMの重複登録は可能ですか。	技術士については、同部門での重複登録はできません。例えば、道路部門において、技術士(総合)の方を技術士にも登録することはできません。この場合は、技術士(総合)の方に登録してください。 なお、技術士とRCCMの重複登録は、可能です。	
21	測量・物品	財務諸表	財務諸表については、何を提出すればよろしいか。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第1条の規定によります。(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)	
22	物品	個別情報	「リース」については、どの項目で申請すればよろしいか。	役務等の提供の「賃貸借」(番号:013008)を選択していただき、「取引希望商品及び業務」の欄に具体的な品目名(例えば、「車両リース」など)を記入してください。	
23	共通	役員等調書及び照会承諾書	役員等調書及び照会承諾書については、すべての役員について記載すればよろしいですか。	商業登記事項証明書に記載のあるすべての役員について、記載してください。	監査役が社外監査役の場合は、記載の必要はありません。
24	共通	委任状	委任状の上段にある「私は、  」の空欄はどう記入したらいいですか。	代理人の職・氏名を記載してください。	